

令和4年度 東北文教部・サークル活動ガイドライン【令和4年4月18日】

方針

1. 部・サークル活動を行う際は、感染拡大防止対策を必須とする。
2. 各団体の学生連盟または中央組織の示すガイドライン（以下：各団体ガイドライン）を順守する。
3. 活動の可否については、大学所在地（山形市）並びに近隣自治体の感染状況を踏まえ、山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕（以下、山形県レベル）に準拠し、活動レベルを定める。活動レベルの変更は、山形県の対策を基に学生厚生委員会で協議し、学務部、学長の合意を経て、学生並びに教職員へ周知する。
4. 各団体は翌授業日中に部・サークル活動名簿を学務課へ提出すること。
5. 感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行った部・サークル等に対して、学務部長は直ちに活動停止の措置を取る。なお、活動停止となった部・サークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。

1) 活動レベル

大学が定める『令和4年度 新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について』並びに各団体ガイドラインを実践した上で、以下の各項を順守すること。

山形県注意・警戒レベル		東北文教大学(案)		
現行	改訂前	部・サークル活動	外部交流	大会等
0 維持	1	・通常通り	・通常通り	・通常通り
1 注意	2 【注意】	・感染症対策を徹底した上で通常どおり	・許可制 ・事前申請 ・外部コーチ可 ・参加者全員の活動記録相当の提出	・許可制 ・事前申請
	3 【警戒】			
2 警戒	4 【特別警戒】	・オンラインによる活動は可 ・接触を伴わない屋外の活動, 又は体育館や音楽室、多目的ホール等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動のうち許可されたものは可 ・県の感染症対策として要請がある場合はそれに準じる。	・許可制 ・事前申請 ・外部コーチ(県内在住者)可 ・参加者全員の活動記録相当の提出	
	5 【非常事態】			
3 特別警戒		・オンラインによる活動のみ可 ・対面による部・サークル部活動は全面禁止	・事前申請 ・許可制	
4 非常事態	—		・オンラインによる交流のみ可	

### ○外部交流について

- ・活動レベル2以下において、学外者（外部コーチを除く）が対面活動に参加する場合には「部・サークル活動学外者参加許可願」に必要事項を記入の上学務課に提出し、学務部より許可を得るものとする。
- ・活動レベル2においては、山形県の要請に基づき県外在住外部コーチの対面活動参加可否を学務部にて判断する。

### ○大会出場・学外活動等（定期演奏会・公演、発表会、慰問、ボランティア活動を含む）について

- ・事前に要綱又は委嘱状、依頼書並びに感染防止対策マニュアル等を添えて許可を得ること。
- ・原則として学外における活動終了後、3日目以降に指定された検査を受け、感染リスクが低いことが確認された翌授業日より登校可能とする。ただし、感染状況や社会状況に応じて学務部長が認めた場合は、活動終了後の翌授業日より登校可能とする。

### ○大学支給検査キットについて

- ・検査キットの支給を受ける場合は、学務課へ「学外集会届」を提出する際に必要数を申告し、大会出場・学外活動等前に受け取ること。

### ○検査結果の報告について

- 感染リスクが少ないことが確認された場合は、以下のいずれかの方法で学務課に報告すること。
- ・結果の書類またはコピー、画像を提示
  - ・画像をメールで送信

## 2) 活動レベル1以上における順守事項

- 活動参加者全員が、基本的な感染症予防対策を熟知し、実践できること。
- 活動に影響を及ぼさない場面においては適切にマスクを着用し、感染対策を講じること。
  - ・マスクを着用しない活動の場合には、適正距離を確保し、不必要な大声は避けること。
  - ・活動前に検温を行うこと。
  - ・発熱、咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状、倦怠感（だるさ）、息苦しさ（呼吸困難）、味覚や嗅覚の違和感、疲れやすい等の症状がある場合は参加せず、速やかに帰宅すること。
  - ・屋内においては最低30分に1度の換気を行うこと。
- 部室、更衣室の利用は入室人数並びに滞在時間の制限を設ける。
  - 部室棟部室 3人以内、10分以内
  - 茶道部室、児童文化部室、ソフトテニス部室、男子更衣室、男子運動部室 5人以内、10分以内
  - 女子更衣室・女子運動部室 10人以内、10分以内
  - 女子剣道部室 2人以内、10分以内
- 部・サークル活動記録
  - ・活動は事前に計画し、実際の活動場所・時間等を「部・サークル活動記録」に記録すること。
  - ・部・サークル活動記録は翌授業日までに学務課へ提出すること。
- その他
  - ・飲食を主たる目的とした活動は当面見合わせる。
  - ・学内外を問わず、4名以上の会食を行わないこととする。
  - ・活動で使用した個人所有物はすべて持ち帰ること。

### 3) 活動場所

- 学内施設使用後は、使用者が責任をもって清掃する。
- 常時換気を推奨するが、騒音への配慮から最低 30 分に 1 度の換気を必須とする。
- ・部室棟 狭小空間であることから活動場所としての使用禁止とする。
- ・YY 広場 同一時間に利用できるのは 1 団体のみとする。
- ・体育館 他団体との接触しないよう配慮すること。
- ・ウェイトトレーニングエリア 同一時間に利用できるのは 3 名までとする。
- ・家政実習室 検討中
- ・音楽室 同一時間に滞在できるのは 1 団体とする。
- ・実習棟 同一時間に滞在できるのは 6 人以内とする。
- ・多目的ホール 同一時間に利用できるのは 1 団体とする。
- ・その他の屋外 他の団体と接触しないよう配慮すること。
- ・その他の屋内 他の団体と接触しないよう配慮すること。